

[第 2 編 震災対策編]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成]

	改 正 案	現 行
2-15	第 2 章 震災予防計画	第 2 章 震災予防計画
2-60	第 2 節 震災に強い防災体制の整備	第 2 節 震災に強い防災体制の整備
2-63	第 1 災害活動体制の整備	第 1 災害活動体制の整備
2-63	1. 1 職員の初動体制の整備 (略)	1. 1 職員の初動体制の整備 (略)
2-63	<p>(1) 初動配備体制の整備</p> <p>阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。</p> <p>そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、<u>震度 4 以上を観測した地震に対しては、自動的に防災体制を立ち上げるものとする。</u></p> <p>また、<u>震度 3 であっても、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、及び山梨県）で震度 5 弱以上を観測した場合は、防災体制を立ち上げるものとする。</u></p>	<p>(1) 初動配備体制の整備</p> <p>阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。</p> <p>そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、<u>震度 3 以上の地震に対しては自動的に防災体制を立ち上げるものとする。</u></p>

[第 2 編 震災対策編]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成]

	改正案	現行																				
2-151 (続き)	<p>(2) 配備体制の決定手続き 応急対策組織の配備体制の決定の手続きは、以下のとおりである。</p> <p>■ 配備決定の手続き</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>決定手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制</td> <td><u>防災危機管理課長が行う。</u></td> </tr> <tr> <td>監視体制</td> <td>防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	活動体制	決定手続き	監視体制	<u>防災危機管理課長が行う。</u>	監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。	警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。	非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。	<p>(2) 配備体制の決定手続き 応急対策組織の配備体制の決定の手続きは、以下のとおりである。</p> <p>■ 配備決定の手続き</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>決定手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制</td> <td><u>防災危機管理課長が行う。</u></td> </tr> <tr> <td>準備体制</td> <td>防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	活動体制	決定手続き	監視体制	<u>防災危機管理課長が行う。</u>	準備体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。	警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。	非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。
活動体制	決定手続き																					
監視体制	<u>防災危機管理課長が行う。</u>																					
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。																					
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。																					
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。																					
活動体制	決定手続き																					
監視体制	<u>防災危機管理課長が行う。</u>																					
準備体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。																					
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。																					
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。																					
2-152	<p>1.2 動員計画 【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 動員の方法 (略)</p> <p>② 休日・夜間等の職員の動員方法 (略)</p> <p>7) 本市の震度が震度 4 以上の場合 地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。 <u>(ただし、本市が震度 3 であっても、首都圏で震度 5 弱以上を観測した場合は、防災体制を立ち上げるものとする。)</u></p> <p>1) 本市の震度が震度 6 弱以上の場合 全職員が自主参集するものとし、地域防災拠点及び避難場所に配置された職員は地域防災拠点へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。</p>	<p>1.2 動員計画 【各班（各課）共通、職員班、本部班、保健班】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 動員の方法 (略)</p> <p>② 休日・夜間等の職員の動員方法 (略)</p> <p>7) 本市の震度が震度 3 の場合 <u>防災危機管理課の職員は、市役所に自主参集する。</u></p> <p>1) 本市の震度が震度 4 ～ 5 強以下の場合 地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。 _____</p> <p>ウ) 本市の震度が震度 6 弱以上の場合 全職員が自主参集するものとし、地域防災拠点及び避難場所に配置された職員は地域防災拠点へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。</p>																				

[第 2 編 震災対策編]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成]

	改 正 案	現 行
2-155	第2 災害対策本部の設置・運営 (略)	第2 災害対策本部の設置・運営 (略)
2-158	2.2 災害対策本部の組織 (略)	2.2 災害対策本部の組織 (略)
	【各班共通】	【各班共通】
2-159	(2) 組織編成 災害対策本部の組織編成は、「川越市災害対策本部要綱」(別添・資料集参照)のとおりである。	(2) 組織編成 災害対策本部の組織編成は、「 ■災害対策本部の組織編成 」(p2-160,161 参照)のとおりである。
2-160	■災害対策本部の組織編成(その1) 表(削除)	■災害対策本部の組織編成(その1) 表(略)
2-161	■災害対策本部の組織編成(その2) 表(削除) (略)	■災害対策本部の組織編成(その2) 表(略) (略)
2-162	(3) 各部班の分掌事務 各部班の分掌事務を、各部ごとに「発災初期」及び「救援期、復旧・復興期」に分けて別添・資料集に示す。(川越市災害対策本部要綱参照) (略)	(3) 各部班の分掌事務 各部班の分掌事務を、各部ごとに「発災初期」及び「救援期、復旧・復興期」に分けて次頁以下に示す。 (略)
2-163 ~ 2-170	■総括部(その1)【部長:総務部長】 ~ ■議会对応部【部長:議会事務局長】 表(削除)	■総括部(その1)【部長:総務部長】 ~ ■議会对応部【部長:議会事務局長】 表(略)
2-171	(4) 消防組合の分掌事務 川越地区消防組合の所掌する事務分担は、別添・資料集のとおりである。	(4) 消防組合の分掌事務 川越地区消防組合の所掌する事務分担は、次のとおりである。
2-172	■警防本部【部長:警防本部長(消防局長) 副本部長:次長】 ~ ■消防団【川越市消防団】 表(削除) (略)	■警防本部【部長:警防本部長(消防局長) 副本部長:次長】 ~ ■消防団【川越市消防団】 表(略) (略)

[第 3 編 風水害対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[配備体制及び災害対策本部の組織編成]

ページ	改正案	現行																																													
3-35	第 3 章 風水害応急対策計画	第 3 章 風水害応急対策計画																																													
3-36	第 1 節 活動体制の確立	第 1 節 活動体制の確立																																													
3-39	第 1 配備体制と動員計画	第 1 配備体制と動員計画																																													
3-40	1.1 配備体制	1.1 配備体制																																													
	【各班（各課）共通】	【各班（各課）共通】																																													
	(略)	(略)																																													
	■活動体制と配備基準〔風水害対策〕	■活動体制と配備基準〔風水害対策〕																																													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視体制</td> <td>通常 の組織 をも つた 活 動 に あ た る 体 制</td> <td>・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合</td> <td>「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>第 1 配備 警 戒 体 制</td> <td>災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合</td> <td>「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td>第 2 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制</td> <td>災害が拡大し、警戒体制第 1 配備では対処しきれないと思われる場合</td> <td>「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。</td> </tr> <tr> <td>第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制</td> <td>相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合</td> <td>応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 2 配備</td> <td>激甚な災害が発生した場合</td> <td>市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分		配備基準	活動内容	監視体制	通常 の組織 をも つた 活 動 に あ た る 体 制	・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。	第 1 配備 警 戒 体 制	災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。	非常体制	第 2 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	災害が拡大し、警戒体制第 1 配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。	第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。		第 2 配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">体制区分</th> <th>配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視体制</td> <td rowspan="2">通常 の組織 をも つた 活 動 に あ た る 体 制</td> <td>気象注意報発表時、<u>現地を視察して情報を収集する必要がある場合</u></td> <td rowspan="2">「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>軽微な災害が発生するおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒体制</td> <td rowspan="2">第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制</td> <td>災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合</td> <td>「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>災害が拡大し、警戒体制第 1 配備では対処しきれないと思われる場合</td> <td>「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常体制</td> <td rowspan="2">第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制</td> <td>相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合</td> <td>応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>第 2 配備</td> <td>激甚な災害が発生した場合</td> <td>市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分		配備基準	活動内容	監視体制	通常 の組織 をも つた 活 動 に あ た る 体 制	気象注意報発表時、 <u>現地を視察して情報を収集する必要がある場合</u>	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。	軽微な災害が発生するおそれがある場合	警戒体制	第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。	第 2 配備	災害が拡大し、警戒体制第 1 配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。	非常体制	第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。	第 2 配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。
体制区分		配備基準	活動内容																																												
監視体制	通常 の組織 をも つた 活 動 に あ た る 体 制	・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。																																												
	第 1 配備 警 戒 体 制	災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。																																												
非常体制	第 2 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	災害が拡大し、警戒体制第 1 配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。																																												
	第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。																																												
	第 2 配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。																																												
体制区分		配備基準	活動内容																																												
監視体制	通常 の組織 をも つた 活 動 に あ た る 体 制	気象注意報発表時、 <u>現地を視察して情報を収集する必要がある場合</u>	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。																																												
		軽微な災害が発生するおそれがある場合																																													
警戒体制	第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行う。																																												
		第 2 配備	災害が拡大し、警戒体制第 1 配備では対処しきれないと思われる場合	「動員計画」に定められた職員により配備を増強して応急措置等を行うとともに非常体制に備える。																																											
非常体制	第 1 配備 本 部 を 設 置 し て 活 動 を 推 進 す る 体 制	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。																																												
		第 2 配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。																																											
	気象警報が発表された場合、防災危機管理課職員は待機体制をとる。また、関係各部長は協議を行い必要に応じて待機体制をとり、対策を講じる。																																														
	■配備体制の決定手続き	■配備体制の決定手続き																																													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>決定手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制</td> <td>防災危機管理課長が行う。</td> </tr> <tr> <td>監視体制</td> <td>防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。</td> </tr> </tbody> </table>	活動体制	決定手続き	監視体制	防災危機管理課長が行う。	監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。	警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。	非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>活動体制</th> <th>決定手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視体制</td> <td>防災危機管理課長が行う。</td> </tr> <tr> <td>準備体制</td> <td>防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受けて行う。</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。</td> </tr> </tbody> </table>	活動体制	決定手続き	監視体制	防災危機管理課長が行う。	準備体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。	警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。	非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。																									
活動体制	決定手続き																																														
監視体制	防災危機管理課長が行う。																																														
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。																																														
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。																																														
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。																																														
活動体制	決定手続き																																														
監視体制	防災危機管理課長が行う。																																														
準備体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。																																														
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。																																														
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。																																														
	(略)	(略)																																													